

料 金 表

平成19年10月20日改訂

法6条第1項4号の建築物(令第82条各号の計算を行うものを除く)及び型式認定建築物

区分	確認申請 (構造適合判定料は別途)	中間検査 (地域別出張料は別途)	完了検査 (地域別出張料は別途)
100㎡以内	21,000	20,000	22,000
100㎡超 ～200㎡以内	28,000	22,000	25,000
200㎡超 ～500㎡以内	38,000	25,000	29,000

上記以外の建築物

100㎡以内	28,000	25,000	26,000
100㎡超 ～200㎡以内	40,000	28,000	30,000
200㎡超 ～500㎡以内	50,000	35,000	40,000
500㎡超 ～1,000㎡以内	80,000	50,000	60,000
1,000㎡超 ～2,000㎡以内	110,000	80,000	90,000
2,000㎡超 ～3,000㎡以内	130,000	95,000	110,000
3,000㎡超 ～4,000㎡以内	160,000	110,000	130,000
4,000㎡超 ～5,000㎡以内	190,000	140,000	160,000
5,000㎡超 ～6,000㎡以内	220,000	160,000	190,000
6,000㎡超 ～7,000㎡以内	240,000	180,000	210,000
7,000㎡超 ～8,000㎡以内	260,000	200,000	230,000
8,000㎡超 ～9,000㎡以内	280,000	210,000	240,000
9,000㎡超 ～10,000㎡以内	300,000	220,000	250,000
以降1,000㎡超毎に 加算する金額	20,000	10,000	10,000

昇降機・小荷物専用昇降機・工作物

昇降機	17,000		20,000
型式部材等製造者認定のもの	12,000		15,000
小荷物専用昇降機	12,000		20,000
型式部材等製造者認定のもの	10,000		15,000
工作物	17,000		20,000

割引・割増制度等

確認申請割引制度 (すべての区分に対して適用)	・FD申請割引(2,000円/件) ・団地申請割引(3件以上:1,000円/件 5件以上:別途相談)		
確認申請割増制度 (すべての区分に対して適用)	・現地調査料(5,000円/件) ・構造適合判定事務手数料(40,000円/棟) ・構造上棟毎による加算料(棟の延べ面積による) ・避難安全検証法(階避難:20,000円/階 全館避難:20,000円/階+30,000円)		
中間・完了検査割引制度 (すべての区分に対して適用)	・当社確認物件(1,000円/件) ・当社中間検査合格物件(1,000円/件) ・団地申請割引(3件以上:1,000円/件 5件以上:別途相談)		
中間・完了検査割増制度 (すべての区分に対して適用)	・他社確認物件(*1参照) ・他社中間検査合格物件(*2参照) ・遠方地域出張料(A地域:5,000円 B地域:10,000円 協議必要地域:別途相談)		

*1 他社にて確認済の物件は、確認申請料の半分を頂きます。(別途相談が必要です)

*2 他社にて中間検査合格の物件は、中間検査申請料の半分を頂きます。(別途相談が必要です)

同一棟の増築等で既存遡及がある場合、その部分の面積を含めます。(別途相談が必要です)

大規模の修繕・模様替え・用途変更は、申請部分の面積を1/2した面積区分の料金による。

計画変更確認申請は、変更部分の面積を1/2した面積区分の料金による。(別途相談が必要です)

本体棟以外の構造上別棟毎の申請加算料は、棟の延べ面積を1/2した面積区分の料金による。

構造適合性判定手数料

大阪府・京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県

(単位:円)

区分	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
200㎡以内	88,000	117,000
200㎡超 ～500㎡以内	100,000	140,000
500㎡超 ～1,000㎡以内	111,000	162,000
1,000㎡超 ～2,000㎡以内	123,000	185,000
2,000㎡超 ～10,000㎡以内	139,000	221,000
10,000㎡超 ～50,000㎡以内	176,000	294,000
50,000㎡超	297,000	541,000

兵庫県

(単位:円)

区分	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内	115,000	167,000
1,000㎡超 ～2,000㎡以内	137,000	215,000
2,000㎡超 ～10,000㎡以内	151,000	248,000
10,000㎡超 ～50,000㎡以内	191,000	324,000
50,000㎡超	323,000	590,000

大臣認定プログラム …… 法第20条第二号イ又は第三号イに規定する、プログラムにより構造計算が行われたもの。

大臣認定プログラム以外 …… 法第20条第二号イ又は第三号イに規定する、大臣が定めた方法により構造計算が行われたもの。

- * 上記適合判定手数料は、構造上の棟毎に必要となります。
- * 構造上の棟毎に、構造適合判定事務手数料が確認申請料に加算されます。